

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第45条—第53条）」を
「第3節 運営に関する基準
第6章 雑則（第54条）
（第45条—第53条）
」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第5条第1項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同(ウ)a及びbを削り、同(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第4項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第2条第4項、第39条の2（第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第19条の2（第53条

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第19条の3（第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第29条第3項及び第51条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第29条の2（第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第32条第2項第3号（第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新介護老人保健施設基準条例第39条第1項（第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 9 当分の間、新介護老人保健施設基準条例第44条第2項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、新介護老人保健施設基準条例第3条第1項第3号及び第51条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の療養室であって、改正前の静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第44条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。